

ILO_PF 労働アンケート(協田滋・仮訳)

プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークに関する文書の採択に関する ILO アンケート (Questionnaire)

本報告書の冒頭で述べたように、ILO 理事会は第三四七回会期(2023年3月)において、国際労働総会の第23回会期(2025年6月)の議題として、プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークに関する基準設定項目(二回討議)を決定した。

各国政府は、最も代表的な使用者・労働者の組織と協議の上、本アンケートに回答し、将来の基準の形式、範囲、内容に関する意見を提供するよう要請される。

回答には理由を付し、協議した組織を示すべきである。各国政府はまた、プラットフォーム経済に関連する監督またはその他の機能を有するすべての関係部門または省庁が、本アンケートへの回答に関与することの重要性に留意されたい。

当事務局がこの質問書に対する回答を考慮するため、各国政府は2024年8月31日までに当事務局に回答書を提出するよう要請される。

このアンケートには、採択される可能性のある文書の種類として、条約、勧告、勧告に補足された条約、強行的な(mandatory)規定と訓示的な(would provide guidance)規定からなる条約の四つの可能性が含まれている。

質問はテーマ別に分かれている。各分野には、強行的と考えられる規定に関する質問と、訓示的と考えられる規定に関する質問の両方が含まれる。強行的と考えられる規定は、プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークの核心的側面に対処するため、すべてのデジタルプラットフォーム労働者に適用される原則、権利、義務を反映する。訓示的と考えられる規定は、原則、権利、義務の実施に関する具体的な詳細、または強行的規範としてはまだ熟していないか、あるいは非強行的規範の下でより適切に扱わ

られる側面を扱うものである。従って、各国政府には、考え得る規定の内容だけでなく、それが強行的なものであるべきか、訓示的なものであるべきかについてもコメントすることを求める。

本アンケートの構成は、国際労働総会が最も適切な制度の形式を決定する権利を制限するものではない。

さらに、本アンケートは、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通し

た労働に影響を与える技術的、規制的または運用上の進展に照らして継続的な妥当性を確保するため、本制度または文書に、特定の規定を改正するための簡略化され迅速な手続きを含めるべきか否かについての構成員の意見を求めるものである。支持が得られれば、事務局は、総会による最初の議論に先立ち、この目的のための改正手続きの設計についてのより詳細な情報を準備する。

回答者は、可能であれば電子形式でアンケートに記入し、platformeconomy@ilo.org に返信を送信することが推奨される。回答者は、ジュネーブ国際労働事務所の労働条件・平等局(WORKQUALITY)に回答をハードコピーで提出することもできる。

I. 国際文書の形式

1. 国際労働総会は、プラットフォーム経済におけるディセント・ワークに関する文書を採択するべきか？

はい() いいえ()

コメント

2. もしそうなら、その手段は以下のような形をとるべきか？

(a) 条約()

(b) 勧告()

(c) 勧告で補足された条約()

(d) 強行的規定と訓示的規定からなる条約()

コメント:

II. 前文

3. 文書の前文は、デジタル労働プラットフォームの拡大を含むプラットフォーム経済の成長が、雇用創出と労働関連収入、および企業・事業発展の機会を増大させていることを認識するべきであるが、同時に、プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークの達成に向けた課題を伴い、労働の組織化および遂行方法を大きく変容させていることにも言及するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

4. 文書または文書の前文は、国際労働条約および勧告が別段の定めがない限り、デジタルプラットフォーム労働者を含むすべての労働者に適用されることを想起するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

5. 文書の前文は、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じての労働の特殊性を考慮して、デジタルプラットフォーム労働者とその権利を十分に享受できるようにし、公正な競争を促進するために、デジタルプラットフォーム労働者に特有の基準によって一般基準を補足することが望ましいことを強調するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

6. 文書の前文は、デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働を組織化、監督、評価するためのアルゴリズムの使用が労働条件に及ぼす影響の重要性を認めるべきか？

はい() いいえ()

コメント:

7. その他の考慮事項を、文書の前文に含めるべきか？

はい() いいえ()

具体的に記入されたい。

III. 定義

8. 文書の目的上、「デジタル労働プラットフォーム」という用語は、その労働がオンラインで行われるか(オンラインデジタル労働プラットフォーム)、特定地域で行われるか(地域ベースデジタル労働プラットフォーム)にかかわらず、ウェブサイトやアプリケーションなどのデジタルツールを通じて報酬を得るための個人による労働の遂行を伴うサービスを提供する自然人または法人を意味するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

9. 文書の目的上、「仲介者(intermediary)」という用語は、下請けその他により、デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて、労働へのアクセスを提供する自然人または法人を意味するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

10. 文書の目的上、「デジタルプラットフォーム労働者」という用語は、雇用上の地位、または正規か非正規か(formally or informally)に関係なく、デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通して雇用、または労働に従事する者を意味するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

11. 文書の目的上、「報酬(remuneration)」という用語は、雇用上の地位にかかわらず、デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて行う労働の対価として、デジタルプラットフォーム労働者に支払われる金銭的対価(financial compensation)を意味するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

12. 文書の目的上、「労働時間(hours of work)」という用語は、デジタル労働プラットフォームがデジタルプラットフォーム労働者を(仕事の割り当てを待っている場合を含め)自由に使える時間を意味するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

13. その他の用語は、本文書によって定義されるべきか？もしそうである場合は、その詳細を記入されたい。

はい() いいえ()

コメント:

IV. 目的と範囲

14. 文書は、以下に適用されるべきか？

(a) すべてのデジタル労働プラットフォーム

はい() いいえ()

コメント:

(b) すべてのデジタルプラットフォーム

はい() いいえ()

コメント:

15. 文書は、各加盟国が、重要な性質の特別な問題が生じる場合、批准時に、代表的な使用者団体および労働者団体、ならびに、存在する場合はデジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体との協議の上、以下について、その規定の全部または一部の適用を除外することができるか？

(a) デジタル労働プラットフォームの限定されたカテゴリ

はい() いいえ()

めの措置を講じなければならないことを強調するべきか？

(a) 結社の自由と団体交渉権の効果的な承認

はい() いいえ()

(b) あらゆる形態の強制労働の撤廃

はい() いいえ()

(c) 児童労働の効果的な廃止

はい() いいえ()

(d) 雇用と職業に関する差別の撤廃

はい() いいえ()

(e) 安全で健康的な労働環境

はい() いいえ()

コメント:

(b) デジタルプラットフォーム労働者の限定されたカテゴリ

はい() いいえ()

コメント:

16. 文書は、各加盟国が規程を施行する際に、雇用関係にあるデジタルプラットフォーム労働者が、一般的に雇用関係にある労働者が享受する保護よりも不利ではない保護を享受することを確保する措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

V. 文書の本質的内容

A. 労働における基本的原則と権利

強行的規定

17. 各加盟国は、デジタルプラットフォーム労働者が労働における基本的原則および権利、すなわち、以下の権利を享受することを確保するた

コメント

B. 労働安全衛生

強行的規定

18. 時文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、身体的・心理社会的リスクを評価し、適切な予防・管理措置を講ずることにより、労働に起因し、労働に関連するか、または労働の過程で発生する事故および健康への傷害を防止するため、その管理の程度に見合った適切な措置を講ずるよう義務づけなければならない、と規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

19. 文書は、各加盟国が、以下のことを確保するために適切な措置を講じなければならないと規定するべきか？

(a) デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて労働を行、つために使用される機器は、デジタルプラットフォーム労働者の安全と健康に対する危険を伴わないこと

はい() いいえ()

(b) デジタルプラットフォーム労働者が、労働安全衛生に関する適切な情報と訓練を受けること

はい() いいえ()

(c) デジタルプラットフォーム労働者は、生命または健康に差し迫った深刻な危険があると思われる労働状況から離脱する権利を有すること

はい() いいえ()

(d) 同デジタルプラットフォーム労働者は、生命または健康に差し迫った重大な危険があると信じるに足る合理的な理由がある状況を、デジタル労働プラットフォームの代表者に報告すること

はい() いいえ()

(e) 危険性を他の方法で合理的に防止または管理できない場合に必要、適切な個人用防護服および保護具が、デジタル労働プラットフォームによって労働者の負担なく提供されること

はい() いいえ()

コメント:

20. 文書は、デジタルプラットフォーム労働者がその労働を遂行する過程において、所定の労働安全衛生措置を遵守し、デジタル労働プラットフォームが彼らに課せられた労働安全衛生義務を履行することに協力しなければならないと規定するべきか?

はい() いいえ()

コメント:

21. 文書は、各加盟国が、業務災害の場合のデジタルプラットフォーム労働者の保護が既存の社会保障制度によって確保されない場合、デジタル労働プラットフォームに対し、雇用するか、または従事するデジタルプラットフォーム労働者にその保護を拡大するよう求めると規定するべきか?

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

22. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、提供される労働の性質に応じて、衛生施設および飲料水初文書は、デジタルプラットフォームへのアクセスをデジタルプラットフォーム労働者がその労働を遂行する過程において労働者に提供できるよう助長しなければならないと規定するべきか?

はい() いいえ()

コメント:

C. 暴力とハラスメント

強行的規定

23. 文書は、2019年の暴力とハラスメントに関する条約(第190号)で認められている、暴力とハラスメントのない労働の世界に対するすべての人の権利と一致して、各加盟国が、ジェンダーに基づく暴力とハラスメント、および適切な場合には、オンラインで行われる場合を含め、依頼者や顧客(client and customers)などの第三者が関与する暴力とハラスメントを含む、労働の世界における暴力とハラスメントからデジタルプラットフォーム労働者を効果的に保護するための適切な措置を講じなければならないと規定するべきか?

はい() いいえ()

コメント:

D. 雇用促進

強行的規定

24. 文書は、1964年の雇用政策条約(第122号)に規定された完全かつ生産的で自由に選択できる雇用の目標に沿い、各加盟国がディーセント・ジョブの創出を促進し、プラットフォーム経済における進路開発と技能開発を奨励することを国家政策の目的としなければならないと規定するべきか?

訓示的規定

25. 文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者がディーセント・ワークを享受し、雇用の見通しを改善し、変化する技術および労働市場の状

況に対応できるように技能開発およびポータビリティのためのさらなる訓練および教育の機会を促進しなければならないと規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

26. 文書は、加盟国が、不利な立場にある集団 (disadvantaged groups) がデジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて労働する際の障壁を軽減するための措置を促進しなければならないと規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

E. 雇用関係

強行的規定

27. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働の特殊性を考慮し、2006年雇用関係勧告(第198号)に規定される事実優先原則に基づき、雇用関係の存在に関連するデジタルプラットフォーム労働者の適切な分類を確保するための措置を講じなければならないと規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

28. 文書は、加盟国が雇用関係の存在決定に関して採用する措置が真の民事上および商業上の関係に干渉することがあってはならないと規定するとともに、雇用関係にあるデジタルプラットフォーム労働者が当然の保護を受けることを保障すると規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

29. 文書は、変化する労働の世界における雇用関係に関連して、デジタルプラットフォーム労働者の適切な分類を確保するために、加盟国が適切な間隔で見直しを行い、必要であれば、関連する法律や規制の範囲を明確化し、適応させなければならないと規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

F. 仲介業者の利用

強行的規定

30. 文書は、各加盟国が、仲介業者の使用が許可されている場合、その業務が適切に規制されるべきであり、労働安全衛生、報酬および社会保障負担金の支払いを含め、デジタル労働プラットフォームおよび仲介業者のそれぞれの責任が、国内の法および慣行に従って決定され、配分されることを確保するための措置を講じなければならないと規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

G. 報酬と労働時間

強行的規定

31. 文書は、各加盟国は、デジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬が以下のものであることを確保する措置を講ずるべきか？

(a) 適切であり、必要に応じて公正な出来高払いを含むこと

はい() いいえ()

(b) 契約上の義務、圈内法、規制、労働協約に従い、定期的に、法定通貨で、全額支払われ、不当に保留されていないこと

はい() いいえ()

コメント:

32. 文書は、報酬額に関して適用される法律、規制、または労働協約の遵守を評価する際、以下のものをデジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬の一部とみなすべきではないと規定すべきか？

(a) 業務を遂行するために必要な経費その他の費用

はい() いいえ()

(b) チップなどの心付け

はい() いいえ()

33. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームが、国内の法もしくは規則か、または労働協約により定められる条件および範囲に限って、デジタルプラットフォーム労働者の報酬から控除することを認められ、デジタルプラットフォーム労働者に、直接的または間接的に、全体的または部分的に、手数料または費用を請求すると禁止するをとを規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

34. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、デジタルプラットフォーム労働者の報酬および控除に関する正確かつ分かりやすい情報を定期的に提供するよう義務づけることを規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

35. 文書は、各加盟国が国内の法、規制、または労働協約に従い、以下の事項に関してデジタルプラットフォーム労働者の適切な保護を確保するための措置を講ずると規定するべきか？

(a) 労働時間

はい() いいえ()

(b) 休憩時間

はい() いいえ()

(c) 毎日または毎週の休息時間

はい() いいえ()

コメント

訓示的規定

36. 文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬が、同等の状況にある労働者に適用される法定最低賃金または交渉による最低賃金が存在する場合、同じ方法に従って算出

される最低賃金と少なくとも同等であることを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

37. 文書は、デジタルプラットフォーム労働者がチップおよびその他の心付けを受け取れるようにするため、加盟国がチップおよびその他の心付けの支払いに関する指針を定めなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

38. 文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者がプラットフォームの指揮に服して、仕事の割当てを待機している期間について、支払うべき報酬を決定する方法を確立しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

39. 文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が報復されることなく、仕事の割り当てを拒否すること、および指揮に服していない場合にデジタル労働プラットフォームから切断できるような措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

H. アルゴリズムの使用が労働条件に与える影響

強行的規定

40. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、雇用されまたは従事する前に、デジタルプラットフォーム労働者およびその代表者または代表労働者組織、およびデジタルプラットフォーム労働者を代表する組織が存在する場合、その組織に対し、労働を組織、監督、評価するためのアルゴリズムの使用およびこの使用がデジタルプラットフォーム労働者の労働条件にどの程度影響するかについて求めるものとする規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

H. アルゴリズムの使用が労働条件に与える影響

41. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、アルゴリズムの使用について以下のことを確保するよう要求するときにせいすべきか？

(a) デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働へのアクセスや報酬の設定を含め、直接的または間接的な差別をもたらさないこと

はい() いいえ()

(b) 労働災害のリスクや心理社会的リスクなど、デジタルプラットフォーム労働者の安全と健康に有害な影響を及ぼさないこと

はい() いいえ()

コメント:

42. 文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が、特にアカウントの停止または無効化、あるいは労働関係の終了につながる場合、その労働条件に影響を与えるアルゴリズムによって生成された決定を、不当な延滞なく、人間によって効果的に見直すことができることを確保するものとするか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

43. 文書は、デジタルプラットフォーム労働者の労働条件に対してアルゴリズムの使用が与える影響が労働協約の対象でない場合、そのような使用は管理当局による事前承認の対象とするものとするか？

はい() いいえ()

コメント

44. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームに、デジタルプラットフォーム労働者の代表もしくは代表的労働者団体、および存在する場合にはデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体と協力して、アルゴリズムの使用がデジタルプラット

フォーム労働者の労働条件に与える影響の定期的な監視および評価、ならびに必要な是正措置の適用を確保するよう奨励するものとするか？

はい() いいえ()

コメント:

45. 文書は、質問 ω および併で言及されている情報、労働協約、または事前の承認において、少なくとも以下の諸要素に対処することの重要性を強調すべきか？

(a) 労働条件に影響を及ぼすアルゴリズムの運用において考慮される主なパラメータおよび、それらの相対的重要性

はい() いいえ()

(b) 意思決定プロセスにおける人間の介入が存在する場合、その程度

はい() いいえ()

(c) (a)または(b)のその後の変更

はい() いいえ()

コメント:

1. デジタルプラットフォーム労働者の個人情報の保護

強行的規定

46. 文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者の個人データの収集、保管、使用、処理、通信に関して、効果的かつ適切な保護措置を確立するものとするか？

はい() いいえ()

コメント:

47. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、労働関係の適切な履行に厳密に必要な範囲で、または国内法で義務づけられている範囲に限って、デジタルプラットフォーム労働者の個人データを収集、処理、使用することを保証すること、ならびに、特に、以下の個人データの収集、処理、使用を禁止することを義務づけるべきか？

(a) 労働者代表とのやり取りを含む、私的な会話に関するデータ

はい() いいえ()

(b) 労働者団体の構成員であること、またはその活動への参加に関するデータ

はい() いいえ()

(c) 判デジタルプラットフォーム労働者が、労働を行う目的でデジタル労働プラットフォームに接続していない場合に取得されたデータ

はい() いいえ()

(d) 国際労働基準およびその他の関連する国内・国際文書に従って決定された、身体的・精神的健康およびその他極秘データに関するデータ

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

48. 文書は、質問 46.で言及された保護措置を設定する際、加盟国が、労働者の個人データ保護に関する実施規範など、国際労働機関の関連文書および個人データ保護とプライバシーの権利に関するその他の園内的関連文書など、を考慮するものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

49. 文書は、加盟国が、格付けを含むデジタルプラットフォーム労働者の労働に関連するデータのポータビリティに関する方針を定めるものと規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

J. 社会保障

強行的規定

50. 文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が、一般的な労働者に適用される条件よ

りも不利でない条件で社会保障保護を享受することを確保するための措置を講じるものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

51. 文書は、加盟国が、社会正義と衡平性に配慮して財政的、財政的、経済的持続可能性の原則に基づき、デジタル労働プラットフォームとデジタルプラットフォーム労働者が共に社会保障制度の資金調達に参加することを確保するための措置を講じるものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

52. 文書は、加盟国が、国内の社会保障保護制度の適用範囲が限定されている場合、1952年の社会保障(最低基準)条約(第102号)に含まれる9種類の給付に関して、すべてのデジタルプラットフォーム労働者を適用対象とするように、その適用範囲を段階的に拡大する努力をするものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

53. 同文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が異なる加盟国または同一加盟国内で異なる社会保障制度の適用を継続的に受ける場合、その取得過程における社会保障権および取得した権利の維持またはポータビリティのための措置を講ずるよう努めるものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

k. デジタルプラットフォーム労働者に適用される条件

強行的規定

54. 文書は、デジタルプラットフォーム労働者の労働条件が、労働が行われる国の法律に準拠するものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

55. 文書は、各加盟国が、国内の法、規則、または労働協約に従い、可能であれば書面による契約を通じて、デジタルプラットフォーム労働者が適切かつ検証可能で分かりやすい方法で労働条件を通知されることとするための措置を講ずるものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

56. 問文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者とデジタル労働プラットフォームとの間の契約に最低限、以下の事項を含めなければならぬと規定すべきか？

(a) 契約当事者の身元および連絡先の詳細

はい() いいえ()

(b) デジタルプラットフォーム労働者に履行が期待される作業

はい() いいえ()

(c) 質問 40.で言及されているアルゴリズムの使用が労働条件に与える影響に関する情報

はい() いいえ()

(d) デジタルプラットフォーム労働者のアカウントが停止もしくは無効化された根拠、または労働関係が終了した根拠に関する情報

はい() いいえ()

(e) デジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬を決定する方法および控除がある場合、その可能性に関する情報

はい() いいえ()

(f) デジタルプラットフォーム労働者が、仕事の割り当てのためにデジタル労働プラットフォームの指揮に服することが予想される期間がある場合、その期間

はい() いいえ()

コメント:

L. 移民・難民の保護

強行的規定

57. 文書は、各加盟国が、移民・難民の採用過程またはデジタルプラットフォーム労働者としての労働の過程において移民・難民に対する虐待を防止し、適切な保護を提供するために必要かつ適切な措置をすべて講ずるものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

58. 文書は、加盟国が、移民および難民が、質問 66.~67.で言及された紛争解決メカニズムおよび法的救済を含め、デジタル労働プラットフォーム上またはそれを通じた労働に関連する法律および規制を確実に認識できるよう、無料の公的情報サービスが提供されることを確保するものとする規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

M. 結社の自由、社会対話、使用者・労働者団体の役割

強行的規定

59. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームとデジタルプラットフォーム労働者が、関係する組織の規則にのみ従い、事前の許可なく自ら選択した組織に参加することを含めて、結社の自由と団体交渉の権利を効果的に享受できるように、必要なすべての措置を講じなければならぬと規定すべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

60. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者が、国境を越えたレベルを含め、団結権および団体交渉権を行使し、社会対話に参加するための環境を整

備しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

61. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働に関連して、使用者代表組織および労働者代表組織、ならびにそれらが存在する場合、デジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する組織のメンバーの利益を効果的に促進し擁護する能力を強化するための措置を講ずるか、または支援するものとする規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

62. 文書は、使用者団体と労働者団体が、それぞれデジタルプラットフォームとデジタルプラットフォーム労働者に会員資格とサービスを拡大することを奨励するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

63. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームが代表的労働者団体、および、それらが存在する場合には、デジタルプラットフォーム労働者を代表する団体が、有意義な交渉に必要なすべての情報を利用できるようにするための措置を講ずるものとする規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

N. 一時停止、無効化、終了

強行的規定

64. 文書は、各加盟国が、差別的、恣意的、またはその他の不当な理由に基づく場合、デジタルプラットフォーム労働者のアカウントの停止もしくは無効化、またはデジタル労働プラットフォームとの労働関係の終了を禁止するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

O. 紛争解決

強行的規定

65. 文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が適切かつ効果的な法的救済、および安全で公正かつ効果的な紛争解決メカニズムに容易にアクセスできることを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

66. 文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が、そのプラットフォームが設立された場所に関係なく居住する地域かデジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じて労働を遂行する地域において、紛争解決メカニズムへのアクセスを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

67. 文書は、加盟国が、法的救済および紛争解決メカニズムに関する措置を講ずる際、労働関係終了後に合法的に域内に滞在して、その要求を追求する権利の承認を含め、移民・難民の特殊な状況を考慮しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

P. 遵守(compliance)と執行

強行的規定

68. 文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働の特徴を考慮して、関連する圏内の法、規則、労働協約の遵守および執行を確保するための機構を導入しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

69. 文書は、各加盟国が、遵守を確保するために、

免許制度、認証制度、報告義務または他の形態の規制を通じて、デジタル労働プラットフォームの運営に関する条件を決定するものとする規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

70. 文書は、加盟国が、質問ωで言及された遵守機構を設置する際に、デジタルプラットフォーム労働者のプライバシーの権利の尊重を確保しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

71. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームに報告義務を課すことを含め、プラットフォーム労働者の正規化(formalization)を促進し、無申告業務(undared activities)に取り組み、公正な競争を促進するための措置の整備を確保するものとする規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

Q. 実施

強行的規定

72. 文書は、各加盟国が、自国の領域内で運営されるデジタル労働プラットフォームおよびそこで働くデジタルプラットフォーム労働者との関係において、本文書の規定を実施しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

73. 文書は、各加盟国が、文書の規定を実施する際、代表的な使用者団体および労働者団体、ならびにデジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体が存在する場合には、それらの団体と協議し、積極的な参加を促進しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

74. 文書は、その規定が、デジタルプラットフォーム労働者を適用対象とするための既存の措置を拡張するか、もしくは適用することによって、または、新たな措置を開発することを含め、法律または規則、労働協約、裁判所の判決、これらの組み合わせ、もしくは各国の状況および慣行に適したその他の方法によって適用するものとする規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

訓示的規定

75. 文書は、加盟国が、特に労働における基本的原則および権利、社会保障、紛争解決、デジタル労働プラットフォームの運営規制に関する事項において、本文書の規定の効果的な実施を確保するために、二国間および地域、国際レベルで協同しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

76. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォーム、デジタルプラットフォーム労働者、代表的使用者・労働者団体、および雇用された場合は、デジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体に対し、その規定の効果的実施を支援するために認識を高め、情報および指針を提供しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

77. 文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じての労働に関する進展を監視するため、データおよび統計の収集を含む適切な機構を確立しなければならないと規定するべきか？

はい() いいえ()

コメント:

R・修正

78. 文書は、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じての労働に

影響する技術、規制、または運用の発展に照らして、特定の条項の継続的な妥当性を確保するために簡略で迅速な改正手続きを含めるべきか？

はい() いいえ()

コメント:

VI. その他の考慮事項

79. 国内の法または慣行には、文書の実際の適用に困難を生じさせるような固有の特徴があるか？

はい() いいえ()

コメント:

80. (連邦の場合のみ)文書が採択された場合、その主題は、連邦の行動として適切か、あるいは連邦の構成単位による行動として適切か？

はい() いいえ()

コメント:

81. 本アンケートで取り上げられていない問題で、本文書の起草時に考慮すべきものはあるか？

はい() いいえ()

コメント:

(1)GB.347/PV(Rev.)。パラ 876。

(2)デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて行われる業務には、ウェブサイトやアプリケーションなどのデジタル仲介ツールを使用して行われるさまざまな業務が含まれる。例えば、ライドシェアアプリを利用した労働やマイクロタスクプラットフォームでの労働などが含まれる。テクノロジーの仲介的役割は、事務作業のようなデジタル労働プラットフォームのために個人が行う他の種類の仕事と区別するのに役立つ。

(3)事実優先の原則は、勧告第 198 号の第九項に一不されており、雇用関係の決定は、当事者間で締結された契約上またはその他の取り決めにおいて雇用関係がどのように特徴付けられるかにかかわらず、「労働の遂行と労働者の報酬に関する事実によって第一義的に導かれるべきである」と規定している。

(4)第 102 号条約第 E 部 i 第 X 部(医療、疾病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、出産給付、廃疾給付、遺族給付)を参照のこと。